

二十日發令さるゝに到つた

八八

第五章 聯合通信隊の編成

第一節 第一聯合通信隊の編成

作戰部隊の増加、作戰海域の増大、通信防備強化の必要等の爲陸上通信機關の機能強化は緊急實施の必要があつたが從來艦隊に於ける通信科幹部並に要員は内容充實し其の練度も亦所獲の域に達して居たが陸上通信機關は其の人的内容貧弱で術力亦充分ならず各領守府警備府司令長官の指揮下にあつて聯合艦隊の作戰通信に對する協力は積極的でないとの非難もあり之が統一運用の要切なるものある状況に拘はらず其の實施は之等の要望を去ること極めて大なるものであつた

此の状況に鑑み通信實施に關し聯合艦隊司令部並に大本營の通信に關する綜合指導方を發揮せしめると共に通信作業能力を一層強化する爲第一聯合通信隊を編成せられ海軍大佐柿本權一郎初代司令官に補せられたり

即ち特設聯合通信隊は特設通信隊二隊以上を以て之を編成することとし昭和十六年五月東京海軍通信隊及大和田通信隊を以て第一聯合通信隊を編成せられた

而して其運用を容易ならしめる爲軍令部總長の指示權と聯合艦隊司令長官の指揮權とを定めた。即ち

昭和十六年五月十五日 内令第五一五號

特設聯合通信隊司令官、海軍通信隊司令及特設通信隊司令に對する軍令部總長の通信に關する指示並に鎮守府、特設警備府及警備府所屬の通信隊司令に對する聯合艦隊司令長官の通信一部指揮に關する件左の通定めらる

(一) 特設聯合通信隊司令官、海軍通信隊司令及特設通信隊司令は用兵作戰上必要とする通信に關し軍令部總長の指示を承ぐ

(二) 鎮守府司令長官、特設警備府司令長官及警備府司令長官は部下通信隊司令をして其の本務を妨げざる限り聯合艦隊の通信實施、敵信利

用及方位測定に關し聯合艦隊司令長官の指揮を承けしむるものとす

九〇

第二節 第三聯合通信隊の編成

第一段作戦終了後南西方面占領地域に新設せられたる通信隊は其幹部に應召者の多數を含み居る爲艦隊に對する通信隊の協力特に方位測定の管轄等其運用極めて不如意であつた

然るに昭和十八年に到り南西方面に對する敵の反攻をも豫期せらるゝ情勢となつたので同地域の通信隊を強力に統制し且指導する一機關を必要とするの要望強まり昭和十八年八月第三聯合通信隊を新に編成し南西方面艦隊に附屬せしめた

之により同方面の通信は著しく強化せられたが其後通信幹部の不足が顯著となるに及び同方面の通信も概ね軌道に乗り一部基幹要員を南西方面艦隊司令部に殘置せしむることにより第三聯合通信隊司令部の存在必ずしも必要とせず大局的見地より之を解消することとなり昭和十九年八月編成後一年にして之を解散した